

## 実施方針に対する質問及び意見への回答

平成30年2月2日

標記の件、次のとおり回答します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問・意見	質問・意見への回答
1	2	第2章	1	(5)	“民間事業者は、現在、既設管理棟を利用し行われている収集事業を担保して本施設を整備し、”とありますのは、民間事業者は新施設の整備期間中を通じて、市様が既設管理棟に加えて、洗車場・自動車整備庫・給油所・収集車庫等を利用して行われている収集事業が、支障なく継続できるように各設備及び機能を維持する必要があると読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第2章	1	(5)	「既存管理棟については、本施設に収集機能を移設した後、解体撤去する。」とありますが、収集事業を担保できれば解体撤去時期は事業者にて任意に設定できると理解して宜しいですか。	ご理解のとおりです。ただし、建設期間内（平成30年12月から平成34年9月）としてください。
3	3	第2章	1	(6)	処理対象物【受入物】④古紙、⑤剪定枝については、事業者はストックヤードを整備するのみで、受入・搬出等は運営の業務対象外と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
4	3	第2章	1	(6)	“供用開始：平成34年10月1日”とあります。これは新施設の運営・維持管理業務の開始日を指すものであり、既存施設を有する付帯建屋の供用開始日や解体完了日、及び付属施設の竣工日についてはこの日付に規定されないものと考えてよろしいでしょうか。	既存施設を有する付帯建屋の供用開始日や解体完了日、及び付属施設の竣工日についてもこの日付に規定されるものとお考え下さい。
5	3	第2章	1	(6)	“処理方式：ストーカ式焼却方式又は流動床式焼却方式”とあります。灰・飛灰の発生量や焼却処理後の鉄分（磁性物）の排出姿が方式間で異なることになり、これらが総合評価項目に含まれる場合は、公平かつ明確な評価基準をご提示いただくようお願いいたします。	入札公告時に示します。
6	3	第2章	1	(6)	収集事業に関連する施設（自動洗車場、手洗い洗車場、自動車整備庫、給油所、収集車庫）の維持管理業務は、貴市にて行なわれるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	4	第2章	1	(12)	“民間事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、市に引き継ぐ”とあります。この状態とは完成時における性能保証条件が満たされる状態と考えてよろしいでしょうか？	入札公告時に示します。
8	5	第2章	1	(13) 1) (7)	“① 本施設の建設（旧施設の解体含む。）”の範囲に土壌汚染対策工事が含まれる場合、各社公平な競争条件とするため、要求水準書等で各箇所の除染処置方法（土の入替深さ等）の明確化をお願いします。	入札公告時に示します。

9	5	第2章	1	(13) 1) (ア)	“③ 市への引継業務等の近隣初動対応”の下線付記部の意味が判りかねます。補足説明をお願いします。	施設の建設に関して近隣住民より苦情が発生した場合、内容を確認して市に伝達することなどを想定しております。
10	5	第2章	1	(13) 1) (ア)	「市への引継業務等の近隣初動対応」と有りますが、想定されている内容について、具体的にご教授をお願い致します。	No.9を参照願います。
11	5	第2章	1	(13) 1) (イ)	“① 運転管理業務（余剰電力の売却等を含む。）”とあります。売電先の選定は市様の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。また買電業務は事業者範囲と考えてよろしいでしょうか。	売電先の選定についてはご理解のとおりです。買電業務については、契約は市、支払いは事業者の範囲とお考え下さい。
12	5	第2章	1	(13) 1) (イ)	その他関連業務に「市への引継業務等の近隣初動対応」と有りますが、想定されている内容について、具体的にご教授をお願い致します。	施設の運転・維持管理に関して近隣住民より苦情が発生した場合、内容を確認して市に伝達することなどを想定しております。
13	5	第2章	1	(13) 1) (イ)	“⑤（災害時対応含む）”とありますが、具体的な内容が市様よりご提示があると考えてよろしいでしょうか？	入札公告時に示します。
14	5	第2章	1	(13) 2) (ア)	工事期間中の古紙受入業務は、貴市の業務に含まれるものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	8	第3章	2		予定価格の公表が平成30年7月初旬となっておりますが、提案内容の検討のためには上限額の把握が必要となりますので、入札公告後のできるだけ早い時期に公表をいただきますようお願い致します。	予定価格の公表は7月初旬の予定としますが、予算は入札公告時に示します。
16	9	第3章	2	(7)	落札者の決定に際しては、応募者が1者（1グループ）であった場合でも、落札者決定基準に従い落札者を選定されるところと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	10	第3章	5	(1) 2)	“業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。”とあります。実施方針添付資料-2 契約スキーム図では、“施設運営企業：運営・維持管理業務を受託する企業【構成員】”とあります。施設運営企業は全て出資を伴う構成員とする必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	12	第3章	5	(2) 2)	「応募者のうち、・・・複数者による特定建設工事共同企業体で構成すること。」とありますが、乙型の共同企業体の組成はお認めいただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	12	第3章	5	(2) 2)	乙型の共同企業体を組成し、分担範囲を代表企業が建築物の設計、及びプラント設備の設計・施工を、その他の企業が建築物の施工を行う場合、代表企業が（ア）①、②、③、（イ）の要件を、その他の企業が（ア）④、⑤、⑥の要件を満たしていれば、参加資格要件を満たしているものと理解して宜しいでしょうか。	その他の企業においても（ア）①の要件を満たして下さい。

20	19	第8章	2		“民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、”とありますが、具体的にどのような場合があるか例示していただけないでしょうか。	新たな支援制度の創設等が考えられますが、実施方針に記載しているとおり現時点では想定していません。
21	20	第9章	1		“建設工事請負契約の締結に際しては、市議会の議決を得るものとする”とありますので、基本契約・運營業務委託契約については議決は不要と考えてよろしいでしょうか。また、基本契約・運營業務委託契約の議決が不要な場合、仮契約は建設工事請負契約のみとし、その他2つの契約は仮契約を経ずに正式契約の締結となるのでしょうか。	基本契約・運營業務委託契約についても仮契約を経て正式契約を締結します。
22	実施方針添付資料-4			(12)	法令変更リスクについては、本事業に直接関係する法令・税制の変更以外は事業者の負担となっていますが、法令変更は事業者ではコントロールできませんので、本事業に直接関係しない変更等についても、リスク負担は市様でお願いします。	入札公告までに再度検討します。
23	実施方針添付資料-4			(13)	不可抗力リスクについて、“一定額以内の増加費用”は事業者側のリスクとなっておりますが、具体的にはどの程度の費用を想定されているかご教示いただけませんかでしょうか。	入札公告時に示します。
24	実施方針添付資料-4			(16)	測量・調査リスクについては、民間事業者が実施した測量、調査に関するもののリスクは事業者負担となっていますが、市様にて実施された測量・調査結果を補完する目的で実施する測量・調査により判明したリスクについては事業者ではコントロールできませんので、この場合のリスク負担は市様でお願いします。	添付資料-4は原則的なリスク分担を定めたものです。市が提示した条件（地形・地質等についての資料）の不備による場合は市の負担と考えています。
25	実施方針添付資料-4			(21), (28), (29)	物価変動リスクについて、どのような指標を採用されるかご教示いただけませんかでしょうか。あるいは、落札予定者決定後に事業者と協議して採用する指標を決定されるのでしょうか。また、“一定の範囲”とはどの程度の変動幅を想定されているかご教示いただけませんかでしょうか。	入札公告時に示します。